

# 所得税の確定申告と市県民税等申告の受付が始まります

## 申告期間(国東市)は2月15日(火)から3月15日(火)まで

平成23年1月1日現在、国東市に住んでいる方を対象に、平成22年分所得税の確定申告と市県民税等申告の受け付けを行います。

会場と時間等の日程を表にしましたので、それぞれの会場で申告を期限内に済ませていただくようお願いいたします。また、一部の地区で会場の変更がありますのでご注意ください。

### 平成23年度市県民税・国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料 申告のご案内

平成23年度(平成22年中所得分)の市県民税・国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料(以下 市県民税等)申告納税相談および申告受付を2月15日(火)から行います。下記に、市県民税等の申告が「不要な方」と「必要な方」を記載しておりますので、配布された申告書で申告期限内に申告くださるようお願いいたします。

市県民税等申告書は区長文書で各戸1枚の配布で送付しております。各地域や税務署等の申告日程等は次頁でご確認ください。

#### 市県民税等の申告が不要な方

○3月15日(火)までに所得税の確定申告をする方

○給与所得者(年末調整済)で給与所得以外に所得がなく、勤務先から給与支払報告書が市に提出される方

○公的年金(収入が非課税年金のみの方は除きます。)以外に収入がなく、その年金の収入合計額(※1)が65歳以上(※2)の方で148万円未満、65歳未満(※3)の方で98万円未満でなおかつ年金の支払報告書が国東市に提出される方(※4)

※ただし、この条件は、国東市以外の自治体では該当しない場合があります。

#### 市県民税等の申告が必要な方

○平成23年1月1日現在国東市内に住んでいる方で上記の「市県民税等の申告が不要な方」以外の方は原則として申告が必要になります。

「市県民税等の申告が必要な方」を例示すると左記の方々となります。

・給与(年末調整済)または公的年金(申告が不要の方)以外の収入がある方

・その年の収入が遺族・障害者年金等の非課税年金のみの方

・国東市以外の自治体で住民税を納める方の扶養になつている国東市在住の方

・公的年金以外に収入がなく、その年金の収入合計額(※1)が65歳以上(※2)の方で148万円以上、65歳未満(※3)の方で98万円以上の方

・公的年金以外収入がなく、転入等の影響で国東市に年金支払報告書が提出されない方(※4)

※1(年金の収入合計額)  
年金の収入額は「公的年金等の

源泉徴収票」で確認できます。

※2(65歳以上)

S21・1・1以前に生まれた方

※3(65歳未満)

S21・1・2以後に生まれた方

※4(年金の支払報告書)

年金の支払報告書の国東市への提出の有無は「公的年金等の源泉徴収票」の住所等で確認できます。

#### ◎申告に必要なもの

(1)印鑑

(2)平成22年中に支払った国民年金、生命保険(個人年金)、損害保険、医療費等の領収書または証明書

(3)給与や年金の源泉徴収票、または事業主からの給与支払証明書

(4)営業、農業、不動産等の収入・支出の明細が判明できるもの

(5)本人または扶養されている方が障害者、戦傷病者であることを証明するもの(障害者手帳等)

#### ◎申告の際の注意点

介護保険における障害者控除を受ける方は、市民健康課介護保険班・各総合支所地域市民健康課で障害者控除対象者認定を受けてください。

おむつ代について医療費控除を受ける方は、医療機関のおむつ使用証明書とおむつ代等の領収書が必要となります。また、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方のうち、65歳以上の寝たきりの方で介護保険法の要介護認定を受けている方は、市民健康課介護保険班・各総合支所地域市民健康課で証明書を発行します。詳細については、税務課市民税・管理班または各総合支所総務・税務班までお問い合わせください。

#### ◎農業所得の申告の仕方

農業所得は、22年1月から12月までに得た金額(個人販売や家事消費を含む)を計算して、申告することになります。申告の方法は、収入金額(※1)から必要経費(※2)を差し